



限るものとし、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣（餌釣〈あゆを除く〉）、毛針釣、ルアー釣、友釣（リール及びあゆルアーの使用可）、ガリ）	なし
<u>たも網</u>	<u>たも網の口径は40cm以下</u>

第5条から第7条 略

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ・雑魚 共通	手釣・竿釣 <u>・たも網</u>	1,500円	4,500円	500円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳          を提示しなければならない。

魚 種	区 分	遊漁料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あゆ・雑魚 共通	心身障がい者 （身体障がい者 手帳又は療育手 帳の所持者）	500円	2,000円	500円
	中学生以下	無 料	無 料	—

よる遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣（餌釣〈あゆを除く〉）、毛針釣、ルアー釣、友釣（リール及びあゆルアーの使用可）、ガリ）	なし

第5条から第7条 略

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ・雑魚 共通	手釣・竿釣	1,500円	4,500円	500円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚 種	区 分	遊漁料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あゆ・雑魚 共通	心身障がい者 （身体障がい者 手帳又は療育手 帳の所持者）	500円	2,000円	500円
	中学生以下	無 料	無 料	—

第2条から漁具・漁法の規定を移行

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を遊漁者の漁具・漁法に規定

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を遊漁者の漁具・漁法に規定減免を受ける際に提示するものを明確にする

<p>3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。</p> <p><u>4 前項に規定する指定遊漁証取扱所、オンラインシステムは、組合の掲示板又はウェブサイトにて公表するものとする。</u></p> <p>第9条 略</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名、住所</p> <p>(2) 承認期間</p> <p>(3) 魚種</p> <p>(4) 漁具・漁法</p> <p>(5) 遊漁区域</p> <p>(6) 遊漁料の額</p> <p>(7) 注意事項</p> <p>(8) その他参考となるべき事項</p> <p>(9) 発行者名</p> <p>2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。</p> <p>3 遊漁承認証の交付は、<u>第8条第3項</u>に規定する<u>遊漁証取扱所</u>、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。</p> <p>第9条 略</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名、住所</p> <p>(2) 承認期間</p> <p>(3) 魚種</p> <p>(4) 漁具・漁法</p> <p>(5) 遊漁区域</p> <p>(6) 遊漁料の額</p> <p>(7) 注意事項</p> <p>(8) その他参考となるべき事項</p> <p>(9) 発行者名</p> <p>2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。</p> <p>3 遊漁承認証の交付は、<u>前条第2項</u>に規定する<u>場所</u>、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>ため</p> <p>遊漁料の納付場所の公表方法を明確にするため</p> <p>条ズレに修正</p>	
--	---	--	--

第 1 1 条から第 1 3 条 略

第 1 1 条から第 1 3 条 略